

市民にやさしい公共交通のあり方検討業務委託仕様書

1 業務名称

市民にやさしい公共交通のあり方検討業務委託

2 委託期間

契約の日から令和9年1月29日

3 業務の目的

本業務は、有識者、交通事業者及び各種団体代表らとともに、行政が主体となって、路線バス等の再構築を進めるにあたり、交通事業者等を交えた共同化・協業化の検討に必要な情報及びデータの収集・分析・提供、効率的かつ持続可能な地域交通への見直しを含む企画・立案、ワークショップ等の開催、交通事業者等の関係者との調整を進めるための専門人材又は組織の育成及び公共交通の利用に関する市民の行動変容策の提案等を行うことを目的とする。

また、本業務の実施にあたっては、「高岡市地域公共交通計画」及び「市民にやさしい公共交通の実現に向けた勉強会」、「令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（モビリティ人材・組織育成タイプ）」の内容を十分に踏まえること。

なお、「市民にやさしい公共交通の実現に向けた勉強会」については、高岡市地域公共交通活性化推進協議会での報告内容を参照のこと。

4 業務の内容

(1) 路線バス等の再構築に向けたロードマップの作成

路線バス等の再構築に向けた検討課題を整理し、今後の検討手順及びスケジュール等をロードマップとしてとりまとめ、関係者間で共有する。

(2) 複数事業者による運行体制構築に係る実行計画の検討

① 地域の現状整理

路線バス等の再構築に必要な情報・データについて、収集及び分析を行う。交通事業者等を交えた共同化・協業化の検討に資するよう、高岡市の人口動態、移動実態、公共交通の運行状況及び利用実態等について、各種データを用いて整理・可視化し、路線別の特徴及び課題を把握する。分析に用いるデータ、手法及び整理内容等の詳細は受託者からの提案を基に発注者と協議を行い決定する。

また、路線バス等の運行に関わる状況について情報収集・分析を行い、公共交通サービスの提供に係る現状及び課題を整理する。

なお、本業務項目で収集・整備したデータは、今後、関係主体が必要に応じて更新し、検証・改善に活用できるよう、発注者に提供する。

② 地域公共交通におけるニーズ等の調査、分析

公共交通以外の移動手段を含めた本市全体の移動動態及びニーズ等を把握するため、市民アンケート調査を実施する。調査内容は、移動先、時間帯、移動目的、移動手段等を含む網羅的な内容とし、対象者は市内無作為抽出により2,000人～3,000人規模程度とする。設問設計、実施方法（配布・回収等）及び集計・分析方法の詳細は、発注者と協議の上で決定する（例年、発注者が実施している市

民アンケートの内容を参考とする)。

併せて、公共交通利用者を対象とした調査を行い、路線バス等の再構築の方向性に関する意向を把握する。

③ 関係事業者の意向把握

公共交通の運行に関わる事業者へのヒアリングを実施し、事業者の実態を把握するとともに、路線バス等の再構築の方向性に係る問題意識、共同化・協業化推進にあたっての懸念事項及び留意事項等を把握し、共同化・協業化に係る検討課題を整理する。

ヒアリング対象は、主として勉強会参加事業者を想定する。

なお、⑥で設置するワーキンググループ（以下「WG」という。）における議論の活性化に資するよう、ヒアリングは複数回実施することを基本とする。実施時期及び回数の詳細は、議論の進捗等を踏まえ、発注者と受託者が協議の上で決定する。

④ 共同化・協業化の方向性の検討

①から③までの検討結果を踏まえ、共同化・協業化の必要性、対象範囲及び推進の方向性を整理する。

本業務では、WGにおいて、共同化・協業化の具体的な進め方等について実務的な検討を行う。交通事業者等を交えた議論を効果的に進めるため、共同化・協業化の必要性及び方向性について、論点を整理の上、分かりやすく提示する。

また、⑥における検討結果を踏まえ、共同化・協業化に係る構想及び実行計画の骨子並びに関係資料をとりまとめる。

⑤ 先進事例調査

共同化・協業化に係る検討を進めるにあたり参考となる先進事例の取組内容、実施体制、効果及び課題等について調査し、得られた示唆を整理する。

⑥ WGを通じた高岡市における共同化・協業化の在り方の検討

交通事業者及び市により構成するWGを設置し、路線バス等の再構築に向けた共同化・協業化の具体的な進め方、役割分担及び実行方策等について、実務的な検討・協議を行う。

WGは、原則として3回程度開催するものとし、開催時期、開催方法（対面・オンライン等）及び各回の到達目標は、業務全体の進捗及び（1）～（5）の検討状況等を踏まえ、発注者と受託者が協議の上で決定する。

受託者は、WGの設置・運営を支援するため、以下の業務を実施する。

（ア）WG運営計画（案）の作成（年間スケジュール案、各回の目的・議題案、準備物、関係者の役割分担等）

（イ）各回WGの企画（議題・論点の整理、到達目標の設定）及び会議資料の作成（分析結果の整理、論点整理資料、検討たたき台等）

（ウ）当日の運営支援（進行管理、ファシリテーション支援、意見の可視化等）

（エ）議事録及び検討結果の整理（決定事項、次回に向けての課題、論点等）、関係者への共有、次回に向けたフォローアップ（必要な意見聴取・個別調整を

含む)

(オ)WG での主な検討事項 (例)

- ・ 共同化・協業化の対象範囲及び検討ステップ (対象路線候補、対象業務範囲等)
- ・ 乗務員・車両運用等の役割分担のあり方、運行管理及び配車等の実施体制
- ・ 実行に向けた課題整理 (制度面、費用負担、情報連携、住民合意、スケジュール等)

WG の参加者、人数、役割及び出席要件等は発注者が別途指定することを基本とする。

受託者は、円滑な議論及び合意形成に資するよう、必要に応じて参加者構成 (役職・担当分野等) に関する助言を行う。

⑦ ルート・ダイヤの見直し等にかかる検討

構想案に基づき、再構築の対象となるバス路線等のサービス提供水準の検討など、ルート・ダイヤ見直し等に向けた検討を行う。

(3) 自動運転導入に向けたロードマップの作成

① 検討課題・手順の整理

共同化・協業化にかかる路線バス等への自動運転導入に向け、必要とされる検討項目及び検討手順を整理し、発注者及び関係者が共通認識を持って段階的に検討を進められるよう、短期・中長期的な取組課題等を整理し、必要な検討事項、想定スケジュール等を整理する。

② 検討対象路線の抽出

高岡市の特徴 (地形、都市構造、人口分布、施設立地、既存公共交通の運行状況、積雪等の気象条件及び交通安全上の留意点等) を踏まえ、導入可能性のある路線及び区間 (候補) を抽出する。抽出にあたっては、既存資料、現地確認、関係者ヒアリング等 (必要に応じてベンダー等への意見聴取を含む。) を踏まえ、候補を提示するとともに、「自動運転導入に向けたロードマップ (案)」を作成する。

(4) 公共交通利用促進に向けた行動変容策の立案

① 行動変容策の整理

公共交通利用の促進に向け、対象路線・対象エリアや訴求対象 (利用者層) に応じた行動変容策を、整理・立案し提示する。あわせて、高岡市の実態等を踏まえ、効果の高い施策等について検討する。

(5) 中間報告書の提出

令和 8 年 9 月末を目途に、「4 業務内容」の結果・検討状況等 ((2) ①から③までは必須とする。) を踏まえ、令和 9 年度に着手する事業 (案) を検討し、これらの内容をとりまとめた中間報告書を発注者に提出するものとする。

なお、当該報告書の体裁や報告時期の詳細は、別途発注者の指示によるものとする。

(6) 成果品の提出

本業務の成果品として、以下の成果品を発注者に提出するものとする。なお、成果物については、紙媒体各 1 部及び電子データ（PDF 形式及び PDF 以外の加工可能な形式）とする。

- ・ 業務報告書
- ・ 市民アンケート結果
- ・ その他、協議会が必要と認めたもの

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例、その他の規定等を遵守すること。
- (2) 個人情報の管理及び取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に行うこととし、万一、個人情報に関する事故が発生した場合は、直ちに発注者にその旨報告しなければならない。
- (3) 業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。
- (4) 成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用または公表してはならない。
- (5) 受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、予め書面により発注者の承認を得られたときにはこの限りではない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項または仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その決定に従うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行において発注者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後、速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。